

在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いについて

標題の件につきまして、1月21日付けで出入国在留管理庁より下記案内が追加提供されましたので、お知らせします。

1) 交付された在留資格認定証明書の有効期限について
作成された日付ごとに取り扱いが異なります。

- ①2019年10月1日から同年12月31日までに作成された場合
⇒2021年4月30日まで有効とみなす
- ②2020年1月1日から2021年1月30日までに作成された場合
⇒2021年7月31日まで有効とみなす
- ③2021年1月31日以降に作成された場合
⇒作成日から6ヶ月間有効とみなす

※過去に国際交流サービスオフィスの代理申請を通じて交付された在留資格認定証明書の作成日について確認されたい場合は、サービスオフィスまでお問合せください。

詳細は、下記をご参照ください。

<出入国在留管理庁ホームページ>

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005022.pdf>

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00155.html

また、交付された在留資格認定証明書を有効とみなすためには、受入機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入が可能である」ことを記載した文書の提出が必要となりますので、各受入部局にて作成の上、当該外国人向けに発送願います。同文書の参考様式は、別添ファイルをご参照ください。なお、参考様式に記載されている内容が含まれているのであれば、各部局既存の様式を提出することも可能です。

<参考様式>①別表1（外国人研究者・外国人留学生等本人用）

②別表2（外国人研究者・外国人留学生の配偶者および子用）

※<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005022.pdf> よりダウンロードできます。